

研究ノート Research Note

廃棄物回収児童への社会配慮に関する一考察

三宅 博之*

要旨：途上国の廃棄物管理においては、本来、重要な問題となっている社会配慮的側面が軽視されがちである。社会配慮的側面を構成するのは、清掃人・清掃業への偏見と差別の除去、有価廃棄物回収人のフォーマル化、環境教育の普及による市民啓発、及び地区内廃棄物管理のグッド・ガバナンスである。本稿では、有価廃棄物回収労働に焦点をあて、まず、Scheinberg (2012) の研究業績を基に、研究者が有価廃棄物回収労働をどのような視点から捉えてきたかを歴史的に類型化した。1990年代以降現れてきた社会的アプローチ、開発アプローチ、統合アプローチ、企業的アプローチなどである。そこには、有価廃棄物労働やその従事者を経済的にも社会的にも積極的に評価する動きが出てきていることがわかる。

次に、2015年に筆者が南ダカ市で行った有価廃棄物回収に携わる就労児童の実態調査の結果を分析し、その特徴を抽出した。就労児童が入学資格を持つという、NGO経営のUCEP学校が位置する地域には有価廃棄物回収児童は多いが、学校に通っているため、労働時間と収入は少ないこと、同時に、多くの児童はUCEP以外の学校に入学したものの、中途退学している事実、この労働は仕方なくやっていて将来は他の仕事に携わりたいことなどが確認できた。児童の時から廃棄物回収には嫌悪感を抱いていることが理解できる。児童労働をなくすためには教育が重要になってくるが、最後に就労児童やストリート・チルドレンに生活権を保障し、教育を行っているNGOの活動を紹介します。政府の児童労働やストリート・チルドレン対策が乏しい状況下で、今後、そのようなNGOがどのような動きをしているのかにも触れた。

キーワード：バングラデシュ、廃棄物管理、社会配慮、有価廃棄物回収児童、児童労働、NGO

I はじめに

途上国の人口規模の大きな都市を見た場合、過去に比べて街路上のゴミはあまり見かけなくなった。途上国は、大量生産、大量消費、さらには大量廃棄といった先進国が経験してきたことを現在経験しているが、廃棄物管理技術水準も高度になり、人々の意識も徐々に高くなりつつあると言える。しかし、表面的にはそうは見えても、内実を見ると多くの問題が解決されていない。廃棄物管理を見る際には、技術的側面だけでなく、制度的側面や社会配慮的側面からのアプローチも必要である。しかし、途上国の廃棄物管理関連の文献には社会配慮面に関するものはごく限られている。ここでいう社会配慮とは 1) 清掃人・清掃業に対する差別・偏見の除去・撤廃、2) 有価廃棄物回収人のフォーマル化、3) 地域の廃棄物管理を取り巻く地域社会のガバナンス、4) 環境教育の4項目を指している。これらの項目は相互に関連しており、廃棄物管理の視点からは総体として把握する必要がある。しかし、一度に総体として捉えることは不可能なので、まずは一つずつ明らかにしていく作業を行いたい。

本稿は、それらの社会配慮的側面の4項目のうち、有価廃棄物回収人(ウェイスト・ピッカー)、さらには有価廃棄物回収児童に対する偏見・差別の除去・撤廃とフォーマル化に焦点を絞った。廃棄物回収労働は、児童が行えば労働法に抵触する職種である。実態としては、以前より少なくなったとはいえ、数多くの有価廃棄物回収児童(トカイ)が存在する。児童労働が厳しく規制されてきている中、彼ら・彼女らはどのような労働環境の中で廃棄物を回収・販売しているのだろうか。有価廃棄物回収人や回収児童への偏見・差別をなくし、フォーマル化することは可能だろうか。そのような問題意識をもって、本稿では、まず、有価廃棄物回収人もその一要素に入る廃棄物管理の社会配慮的側面とは何かを説明し、そのあとで有価廃棄物回収人研究及び児童労働研究の流れを紹介した。さらに、2015年9月に筆者が行ったバングラデシュ南ダカ市における児童の有価廃棄物回収労働の実態調査の結果を分析し、有価廃棄物回収児童問題の解決にあたってNGOの取り組みを参考としてどのような対策が有効であるのかの方向性を探ってみた。

* 北九州市立大学法学部

II 研究の視点～廃棄物管理の社会配慮的側面

廃棄物管理事業は、一般に、法制面（法律と組織管理）、財務面、技術面（廃棄物収集、処分場管理）と社会面（環境教育＝住民啓発、清掃に対する偏見の除去）から成り立ち、特に、技術面は廃棄物管理事業の根幹をなすものである。途上国の大学の工学部では、情報工学やロボット工学と比べ、さほどの人気はないものの、土木工学や衛生工学の中で廃棄物管理が教えられている。しかし、社会科学系で清掃や廃棄物処理を扱っている学科はほとんどないといっても過言ではない。

筆者は、この廃棄物管理を社会科学・人文科学的な分野からアプローチすることを廃棄物管理の社会配慮的側面の分析・考察と位置付けている。特に、途上国では先に述べたように高等教育においてほとんど社会配慮面に関する研究・教育がなされていない現状では、同アプローチの研究は非常に重要になってくる。

したがって、まず、ここで社会配慮面のアプローチの内容を説明したい。筆者自身、社会配慮的側面を次の4点に分類している（三宅，2008）。1）清掃業・清掃人に対する差別・偏見の除去・撤廃，2）ウェイスト・ピッカー、有価廃棄物回収人のフォーマル化（組合作り・登録制など），3）コミュニティ・ベースの廃棄物管理・住民参加（地域社会ガバナンス），4）環境教育・公共意識の醸成である。以下、それぞれを説明していきたい¹⁾。

まずは、清掃業・清掃人に対する偏見・差別の除去・撤廃である。公的な清掃や尿尿処理はその宗教的な意味合いでの汚さや外観上の物理的な汚さのために人々が好んで行うような職業ではなかった。特に、インドのヒンドゥー社会では伝統的固定的職業とみなし、特定のカースト集団（ジャーティ）が従事していた。彼らのカーストヒエラルキーにおける地位は低く、不可触民としてくくられていた。したがって、インドの憲法において門地・職業による差別は禁じられているが、実際には、いまだに偏見や差別が見られる。本稿が対象としているバングラデシュの場合、イギリスの植民地期にはインド政庁が1912年までカルカッタ（現コルカタ）に置かれたこともあり、急激に都市が拡大、人口規模も増えた。当時、ベンガル地方には伝統的に清掃を専門とする主要なカースト集団は見られなかったため、北インド（現UP州やビハール州など）や南インド（現アーンドラ・プラデーシュ州やテランガーナー州など）から流入してきた。

現在、バングラデシュの南北ダカ市では1971年の独立以降、ヒンドゥー教徒の清掃人集団は合法的に国

境を越えることができなくなったため、農村から流入してきたイスラーム教徒が主に清掃業を担っている。彼らからの情報では、レストランにて食事の際には自らの職業を言えないという。というのも、ひとたび知れ渡れば、その物理的な汚さのせいで（とはいえ、清掃人は清掃後清掃人コロニーできちんと石鹸で体を洗い、仕事着に代わる洗濯したての服に着替えている。）他の客がレストランから逃げていく可能性も高いと考え込んでいるからである²⁾。

筆者の調査では、自らが排出源であるにもかかわらず、日中の街中でのゴミ収集を迷惑と感じる市民の廃棄物問題・清掃業への無理解、さらには清掃人の外観上のみすぼらしさへの偏見が社会的に未だに認識され、差別を生み出す結果になっている。したがって、偏見を形成している根拠をなくすことで、市民の見方は変わり、差別をなくすことが可能かもしれない。

次の課題は、ウェイスト・ピッカー、有価廃棄物回収人のフォーマル化（組合作り・登録制など）である。ウェイスト・ピッカーは廃棄物管理面では廃棄物のリサイクルに寄与しており、貧困削減面では、廃棄物を通して収入を得ることで貧困緩和を行っている。無職で収入がなかった場合、窃盗・強盗といった犯罪に手を染める可能性は否定できず、したがって、犯罪の抑止にも寄与していると言える。しかし、実態が表面化しないために、インフォーマル・セクターでは労働法の適用が難しい。当該職業への参入は易いものの、競争の激しさから収入は相対的に減ってきており、危険に際しては何らの保障もない。労働環境が非常に悪く、怪我や病気への罹患率が非常に高い³⁾。都市によっては性別分業も見られ、女性や子どもが大多数を占めている。

その対策として彼らを正規の清掃業に組み込む、あるいは登録制度を導入して、職業訓練・教育・健康面などで管理を行うといった政策をとる途上国の都市が増加しつつある。次章でそのことを紹介したい。ウェイスト・ピッカー、有価廃棄物回収人を単に排除するのではなく、廃棄物管理・貧困削減の枠組みに適切に位置づける取り組みが必要であると考えられる。

第3番目は、コミュニティ・ベースの廃棄物管理・住民参加である。高度成長期以前の日本の地域社会がそうであったように、行政があらゆる面まで公共サービスを行ってくれるわけではなく、地域共同体（地域社会）自体が共同体員から徴収した資金や労力を通して共同体に必要なサービスを提供していた。特に、途上国の場合、財源自体が限られていると同時に、生産＝利益の発生に結びつかないような部門、すなわち、

その好例である廃棄物管理はある程度地域住民の関与・協力が必要となってくる。その際に、廃棄物管理に関連する諸条件が満たされているかを住民がチェックしなければならない。ここでいう条件とは、住民の参加意欲、ある程度の予算確保、市の清掃労働者との信頼関係、用具などを保管する場所や関係者が集まって会議ができる場所、地域の指導者との関係などが含まれる。これは、地域での廃棄物管理に関わる多様なステークホルダーによるガバナンスを意味している。

最後は環境教育の普及や公共意識の醸成である。2000年以前は途上国では学校教育において環境教育が行われていなかったが、徐々に広がり始めている。しかし、その方法は知識吸収型が主で、現在の日本の文科省が強調するようになったアクティブ・ラーニング手法は導入されていない。他方、コンテンツに目を向けると、次に示すすべての要素が網羅されているわけではない。筆者は、廃棄物に限った教育（ゴミ教育）は少なくとも5つの要素、すなわち、公衆衛生、美観、3R（Reduce, Reuse, Recycle）、人権保護、生物多様性といった要素を含んでいると考えている。先進国では3Rが最もポピュラーで、その視点からの環境教育アクティビティの数は非常に多いが、他方、途上国の場合は公衆衛生や人権保護が非常に重要となってくる。ただし、人権保護、すなわち、清掃業や有価廃棄物回収といった職業、もしくはそれに従事している人々へのいまだに見られる偏見や差別をなくす教育、すなわち、人権教育を環境教育の中に持ち込むのは容易ではない。

以上、筆者が考える4つの社会配慮的な側面を説明したが、最後の環境教育による市民の意識改革は重要である。意識改革がなされることによって、他の課題が達成されやすくなる。特に、清掃に関わる差別、排除や偏見が社会構造の中で深く見られてきた南アジアでは最重要視されるべきであろう。

Ⅲ 有価廃棄物回収児童に関する研究の視点～有価廃棄物回収人（waste picker）研究と実践主義の流れ、並びに児童労働問題の理解

有価廃棄物回収児童の研究を行うにあたって考慮すべきは、二つの社会問題から構成されているということである。一つは、前章の社会配慮的側面の一つである有価廃棄物回収に携わっている人々一般の問題、もう一つは当人が子どもであるので、児童労働の問題から分析されなければならない。したがって、本節では、廃棄物回収人の研究の流れや最近現れてきた実践運動の点から考察すると同時に児童労働の点からの考察も

行いたい。

1. 有価廃棄物回収人に関する研究の潮流と実践主義の出現

廃棄物の中からリサイクル可能なものを探し、それを販売して生計を立てている人々は途上国には数多く見られる。場所や契約関係の点からみると、彼らは3種類に分類できる。戸別回収が行われている所では契約に基づき廃棄物すべてが回収されるが、契約回収人はその中から有価廃棄物を見つけ、保管して後で売る。これが最初の分類であり、バングラデシュやインドネシアでよくみられる。最終処分地以外の市街地の道路・空地や家から有価廃棄物を探し出す回収人が第二の分類である。本稿で取り上げている南ダカ市の有価廃棄物回収児童はこれにあたる。最後の分類は、最終処分地で廃棄物運搬車から降ろされる廃棄物の中から有価物を探そうとする人々である。最終処分場にはハエ、病原菌、突起形状の金属物がたくさんあり、湿気が高いところでは腐敗臭がただよっている状態であり、労働環境は劣悪である。

では、このような有価廃棄物回収人は、既存の研究ではどのように位置づけられていたのだろうか？その流れを非常にうまく整理した研究者がアン・シャインバーグである。その流れとはどんなものか、彼女の論文（Scheinberg, 2012）を参考にしつつ、紹介したい。

途上国の有価廃棄物回収人に関する研究が本格的に着手されたのは1990年代にはいつからである。当時の代表的な研究者がヨーク大学のクリスティン・ファーディ（Furedy, 1992）である。彼女は、インドのコルカタ（旧カルカッタ）やベンガルール（旧バンガロール）の最終処分場での有価廃棄物回収人を労働面と社会環境面の両面から調査を実施している⁴⁾。当時の途上国においては廃棄物管理と言えば工学的研究が主流であったが、回収人に焦点を絞ったという点では社会的アプローチと言える。

第2は開発アプローチである。このアプローチの特徴は、回収人を犠牲者としてとらえ、威厳、安全、フォーマルな労働、権利や適切な給料の欠如として問題源を分析したことにある。解決法として、有価廃棄物回収ではなく、他の職業に就くことでいかに生計をたてるかに焦点をあて、児童労働の根絶、廃棄物回収より「何かよりましな仕事」への移行を支援することを提示した。この捉え方の問題点は、ウェイスト・ピッカーやインフォーマル経済の労働者を主体よりはむしろ客体として扱っており、廃棄物回収を取り巻く環境を彼ら自身が主体的に改善しようと努力するという発想は全

くない。したがって、このアプローチは、廃棄物管理システムにおいて廃棄物回収の役割を研究することに失敗したと言われている (Scheinberg, 2012, p.4)。

第3には統合的アプローチがあげられる。個人個人で働くより、団結して権利を主張・行使するために団体を作るといったものである。社会的アプローチでも紹介したファーディはインドのグジャラート州の女性団体 SEWA (Self Employed Women's Association) の研究を行っている。他方、インドのマハーラーシュトラ州プネー市では女性廃棄物回収人が団結して KKPKP (Kagad Kach Patra Kashkatari Panchayat) といった組合を作り、市と交渉して、一定地域の清掃を担当するまでになっている。ソニア・ディアス (Dias, 2016) は、彼女たちの持続可能な生計における廃棄物に関する公共政策の役割に焦点を当て、ガバナンス、連帯、組織化、社会的可視化などを調査・研究している。ここでもう少し詳しく彼女の研究を見たい。

ディアスは、技術面のみを改善すればいいといった従来の慣習型アプローチを批判し、包摂型人材育成政策をとるべきとして、ウェイスト・ピッカーを公的に廃棄物管理システムの中に入れることを提案している。この提案に関して、それが成功した都市としてブラジルのベロ・ホリゾンテ、コロンビアのボゴタ、さらにはインドのプネーをあげている。ベロ・ホリゾンテは、1993年に早くも市の公衆清掃公社への廃棄物回収人の統合を認め、市の廃棄物と市民に関わるフォーラムを作っている。2003年には様々なステークホルダー (協同組合、NGO、各区役所関係者その他のアクター) が、廃棄物管理の計画作成、実行、リサイクリング計画のモニタリングなどの作業を廃棄物回収人と一緒に作り上げていったと言われる。過去20年間、彼らがフォーマル化される中で、様々なことが改善されていった。これに尽きることなく、今後も、リサイクリング・ボーナス制度の新設、すなわち、仕事量の多さによりボーナスを増加させるといったもので、高いインセンティブを与えられられている。

プネーでは、インドの女性の労働組合である KKPKP がインドで最初の有価廃棄物回収人協同組合である SWaCH (Solid Waste Collection and Handling) を設立し、2006年に活動を開始している。2000年に中央政府は各市に対して廃棄物の分別処理、戸別回収、リサイクル可能廃棄物の加工などを義務付けた規則を通知した。結果的に、この規則はプネー市役所にインフォーマル部門の廃棄物回収労働者の参入を促し、同団体は2008年にプネー市との契約を交わし、清掃事業と回収事業に取り組んだ。回収事業の中で有機廃棄

物の回収を行い、コンポストを作った。そのために、最終処分場に持ち込まれる廃棄物の量はかなり減り、最終処分場の延命につながっている。市は同団体のための運営費用を捻出、様々な用具 (カートや手袋など) を購入するとともに、健康保険料を支払っているが、この額は民間企業による収集・処理費用よりも安いとされる。

第4の研究は、企業的アプローチであり、廃棄物管理事業が実施される中において企業視点から廃棄物管理をとらえようとする動きがみられてきたことから生まれた。2006年以降、低所得国や中所得国で廃棄物管理システムが近代化され始めた。その中でインフォーマルな企業の企業家的精神に焦点を当てた研究がみられた。代表的な研究はドイツ国際協力公社 (GIZ) によるインフォーマル・セクター研究であり、インフォーマルな廃棄物の回収行動と廃棄物管理システムの間に深い関係性があることが強調されている。

これらの研究と同時に、この間に実践主義 (Activism) が現れてきたと言われる。実践主義とは、一つは、第3の統合的アプローチをより発展させ、普遍化するには何が必要かを研究・実践したものである。コロンビアやブラジルでは廃棄物回収人のフォーマル化に関する研究をベースにして、インドとセルビアは、有価廃棄物回収人を廃棄物管理システムの一部として経済的なアクターとして位置づけ、承認することで労働者として組織化した。具体的には、法令化と同時に、健康保険、街でのリサイクル活動のための空間やマイクロクレジットへのアクセスが提供された (Scheinberg, 2012, p.5)。

次に、反焼却主義論調とも言える地球温暖化への警鐘をならすゼロ・ウェイストに取り組む NGO の運動が指摘されている。GAIA (Global Alliance for Incinerator Alternatives) は、コンポストづくり、再利用や再生利用などを徹底してゼロ・ウェイストを目指すことに賛同している世界に散らばる90か国以上800以上の NGO や個人を束ねている。概ね、GAIA フィリピン、GAIA 米国、ZERO WASTE ヨーロッパ (事務局はベルギー) の3つが中心になり、財政面での連携を持ち、様々なレベルの NGO からビジョンやミッションを吸収・共有している⁵⁾。また、グリーンピース (Greenpeace International) も環境破壊を進めている石炭、石油やガスのプロジェクトを停止させる運動を行っている。そのために、100%再生エネルギーに転換するための運動も行っている⁶⁾。このように、ゼロ・ウェイストや反焼却主義思潮が現れ、新しいリサイクル運動を通して有価廃棄物回収人といった社会的

に弱い立場にある人々の利益を守っている。

以上のように、近年では様々な角度からの研究や実践活動が行われてきている。有価廃棄物回収人をフォーマル化していくことで、経済的安定化の確立、社会的差別などへの対処、環境保護への貢献などが政策的に急がれているということが理解できた。

2. 児童労働の視点

これまで有価廃棄物回収人一般について述べてきたが、本稿が対象としているのは成人ではなく、児童＝子どもである。したがって、ここでは児童労働問題の視点からも考えなくてはならない。児童労働問題とは、正規の就労年齢に達していない少年・少女が劣悪な労働環境のもとに半ば強制的に働かされ、青少年の心身の発達に多大なる影響を及ぼすことを指す。国連ユニセフは、国連人権委員会で「子どもの権利条約」の草案作りを行い、1989年の第44回国連総会において採択、1990年に発効した。

同条約は以下のように4つの基本的な柱を設けている。①生きる権利：子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っている。②守られる権利：子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければならない。紛争下の子ども、障害を持つ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っている。③育つ権利：子どもたちは教育を受ける権利を持っている。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要である。④参加する権利：子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができる。このときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務がある⁷⁾。

児童労働は、この国連の子どもの権利の柱の生きる権利、守られる権利と育つ権利に密接に関係している。その権利がほとんど保障されないのが児童労働である。ILOは児童労働の原因を、貧困、教育機会の欠如（近くに通える学校がない、通学手段がない、制服代・文房具代・昼食代を払えない、不十分なカリキュラム、教員の不足、親が教育を受けていないため子どもを学校に通わせようとしなない）、児童労働を当然視する地域社会、また無関心、差別、武力紛争や自然災害（子ども兵士、孤児）、HIV/エイズなどによる社会の混乱、農村部から都市への移住によるスラム化と不適切な法律の施行をあげている。各途上国政府は、その原因を除去する対策をとろうとしているものの、どこまで功

を奏しているかはわからない。インドの児童労働の研究を行った田部（2010, p.237）によれば、依然として児童労働がなくなる理由について、次のような二つのレトリックがあることを紹介している。一つは児童労働市場の存在そのものを認めようとしないインド社会の欺瞞性（研究者の知的欺瞞、政府の行政的怠慢）と、もう一つは児童労働そのものを「子どもの権利」として普遍的な社会倫理基準から確立されたとする主張である。社会がこれらのレトリックに固執し、「親の無知と無責任」を強調することで現実を説明するならば、事態は一向に変わることなく、子どもの教育を受ける権利を奪う結果になると述べ、現実から目をそらすことなく、政府・研究者、さらには社会全体が責任を持って解決していく必要性を強調している。

途上国での児童労働を除去するため、先進国がとった対策の中で米国のHarikin法が知られている。これは、15歳未満の児童労働によって作られた製品は一切輸入、購入しないとされたものである。UNICEF（1997, p.23）は、1994年にバングラデシュから米国に縫製品の全体の6割が輸出されたが、同法のために、数多くの15歳未満の女子労働者が解雇され、さらに低賃金で危険な工場に勤めたり、売春をせざるを得なくなったと述べている。児童労働の除去につながっておらず、むしろ、事態を悪化させている事例と言えよう。

貧困、教育と児童労働の関係について様々な議論がなされているが、岡田（2004, p.105）は、二つの議論が続いてきたことを指摘している。一つは、貧困と児童労働の関係で、家計の低所得や所得の不安定さが児童労働の最大の原因とする説、他方、子どもに従事させる家計行動には直接関係なく、貧困家庭では教育需要が低いこと、経済合理性に基づかず、子どもの労働を当然視する価値観や社会規範の存在があるという説の間での議論である。二つ目の論争は、義務教育と児童労働の関係を取り巻く議論であり、児童労働が就学を妨げ、貧困の連鎖を断ち切れない、したがって、多くが初等教育の義務化を強調している。他方、現実的立場からは、児童労働は貧困家庭で見られる現象で、彼らの収入は少なくとも経済的救済になっている。児童労働は子どもの選択でもあり、したがって、廃止ではなく、労働条件の改善をはかる、さらには、職業訓練教育も入れるなどの考えがあると述べられている。

香川（2010, p.180-181）は、これと類似する意見を次のように述べている。すなわち、1996年にインド・カルナータカ州クンダプールのCWCというNGOが開催した「第1回働く子どもの世界会議」で

世界の働く子どもの声をまとめたクダプルー宣言が採択された。児童労働は禁止されているが、それでも働かなければならない現実の前提に立ち、子どもたちが労働組合を結成すること、教育や職業訓練の機会を提供されること、医療を受けられること、安全に仕事ができることが明記されている。子どもが作った商品の購入をボイコットすれば、児童労働問題が解決するのではなく、表面に現れない形でより過酷な労働を強いられることになるかもしれない。子どものエンパワーメントを期待して、様々な対策が立てられようとしている。

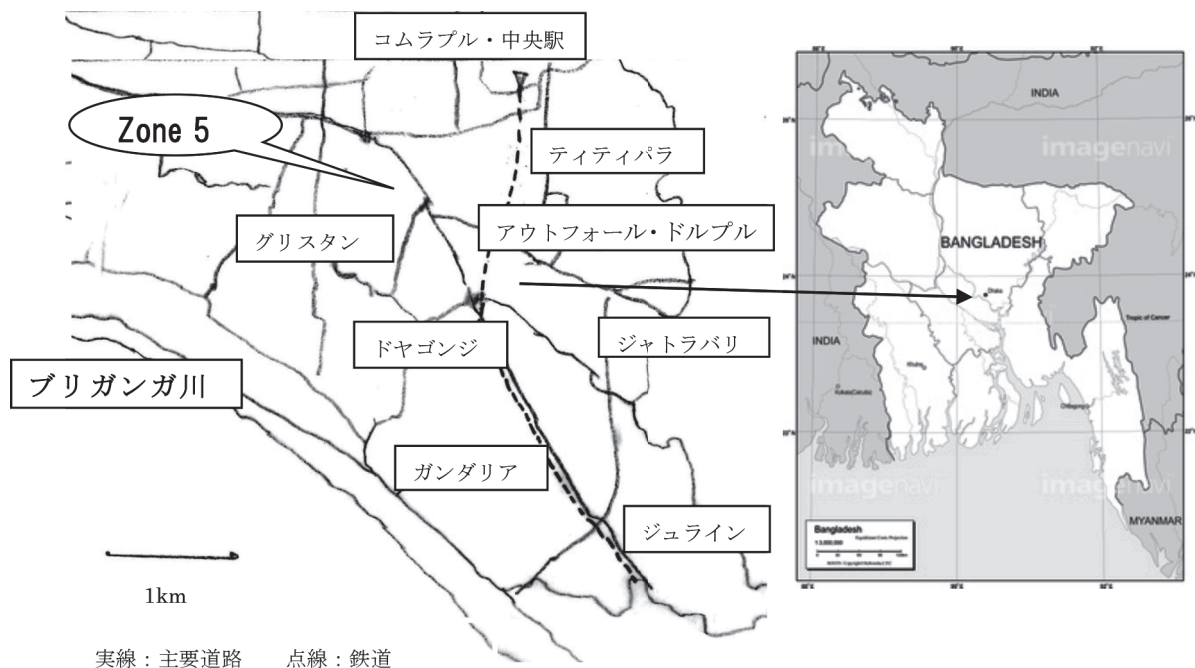
有価廃棄物回収に従事している子どもたちは、最近のインドネシアやベトナムではほとんど見かけることはないが、バングラデシュでは、以前に比べ減ったものの、未だに存在が確認できる⁸⁾。では、バングラデシュでの有価廃棄物回収児童の社会的・経済的実態はいかなるものか、それを南ダカ市（主に Zone5）を事例として次章で述べたい。

IV 2015 年南ダカ市の有価廃棄物回収児童の調査結果

筆者は、2007 年にダカ市南部（現在の南ダカ市）のドルプル地区とジャトラバリ地区で有価廃棄物回収児童の聞き取り調査を行ったが、2015 年には区域を少し広げ、改めて調査を行った。2007 年に比べ、目視では有価廃棄物回収児童の数は非常に少なくなっており、国際機関、政府や NGO が積極的に児童労働の撲滅運動に取り組んだ成果が出ているのかもしれない。では、2015 年時点での調査結果を通してどの

ような特徴が表れたのかを次に述べたい。

同調査では南ダカ市の中央駅（コムラプル駅）があるコムラプル地区から南のジュライン地区までの地域を対象にした（第 1 図）。路上で有価廃棄物回収をしている児童を発見した際に、彼ら・彼女らにあらかじめ質問が設定してある調査票に口頭で答えてもらう方法を採用した。なお、必要があれば、特記として関連の質問を行った（半構造的調査）。調査対象の性別人数は第 1 表に示されているように、年齢は 6 歳から 17 歳までの、男児 79 人、女児 12 人であり、圧倒的に男児が多い。女児は 7 歳の 1 人を除いてあとの 11 人はすべて 11 歳以上である。しかし、男児の 15 歳から 17 歳までが男児全体の 3 分の 1 を占めているのとは対照的に、同年齢層の女児は 16 歳の 1 人だけである。ここに有価廃棄物回収業における性別相違点が見られる。すなわち、15 歳以上の未婚の有価廃棄物女児の数は急激に少なくなるという点である⁹⁾。男女合わせた全体として、調査対象者は 11 歳と 12 歳が 3 分の 1 を占め、他方、地区別ではアウトフォール・ドルプル地区が全体の半数を占める。というのも、同地区には清掃人コロニーがあり、有価廃棄物売買仲介店も数多くある。親が清掃人だと有価廃棄物との心理的・物理的距離は少なく、また、日常の生活空間で有価廃棄物取扱店があればおのずと目に入り、生活空間の一つとして認識されるからである。児童の大半は家族（4～5 人家族が半数以上を占めている）と同居している。別居は 5 人で、7 歳：1 人、16 歳：1 人、17 歳：3 人という構成で 4 人が 16 歳以上である。



第 1 図 南ダカ市 Zone5 での有価廃棄物回収児童の調査地

第1表 調査対象者の性別年齢

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
男	1	3	2	3	6	10	15	6	8	12	6	7	79
女		1				4	4	1	1			1	12
計	1	4	2	3	6	14	19	7	9	12	7	7	91

資料：2015年9月筆者の南ダカ市フィールドワークより作成。

第2表 地区別就学状況

	コムラブル	ティティパラ	アウトフォール・ドルプル	ガンダリア	グリスタン	ジャトラバリ	ドヤゴンジ	ジュライン	その他	計
就学経験ありだが、退学	2	8	14	3	2	1	3	5	1	39
未就学	2	2	5	1		3	3	3		19
就学中			26			2		2	3	33
計	4	10	45	4	2	6	6	10	4	91

資料：第1表と同じ。

第3表 地区別有価廃棄物回収労働時間

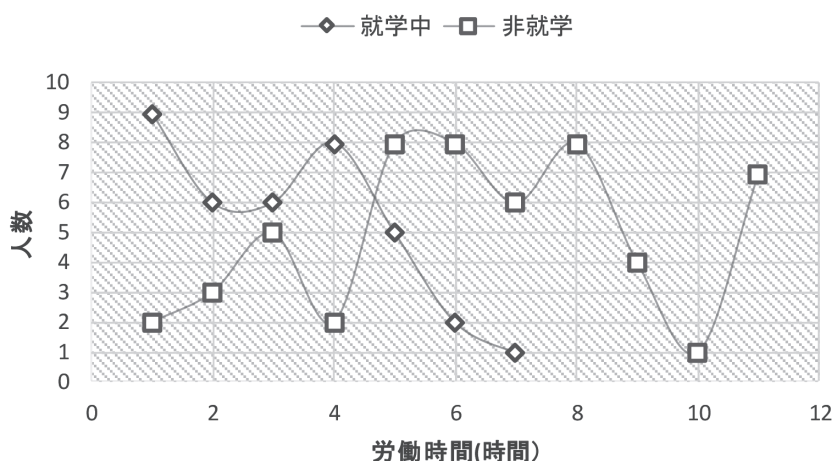
	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	計
コムラブル								2			1	4
ティティパラ	1	1	1	1	4	1	1					10
アウトフォール・ドルプル	8	6	6	8	7	2	2	2	3		1	45
ガンダリア			1			2		1				4
グリスタン	1								1			2
ジャトラバリ						1	2	1		1	1	6
ドヤゴンジ		1	1				1				3	6
ジュライン		1	1	1	2	1	1	2			1	10
その他	1		1			2						4
計	11	9	11	10	13	10	7	9	4	1	7	91

資料：第1表と同じ。

第2表は地区別の就学児童の数を表している。全体として、就学者数は33人、就学経験はあるが、中途退学した児童数は39人、未就学児童数が19人である。近年、バングラデシュでは6歳から始まる初等教育の普及が多種多様な小学校によって達成され、小学校に通うことが当たり前の時代に突入し、初等教育修了だけでは意味がなく、良い成績での修了が重要であるとの認識が広まる一方で、初等教育の中途退学者率は2割に達すると言われている（門松，2017）。それに対して、同表の有価廃棄物回収児童に限って言えば、未就学児童数が多く、中途退学者率も極端に高いといった特徴が示されている。アウトフォール・ドルプル地区ではNGOであるUCEP（Underprivileged Children's Educational Program）が経営する学校があるため、就学児童が多く、有価廃棄物回収児童の3分の2が就学中である。UCEP運営の数多くの学校は、

マスメディアでもよく取り上げられるように評価の高い教育を行っており、中途退学者率は少ない。同地区だけでなく、ジュライン地区、ドヤゴンジ地区、ティティパラ地区にも就学経験のある児童がいたが、多くが退学している。在学最高学年は、1年：2人、2年：8人、3年：10人、4年：3人、5年：2人、6年：1人、7年：2人、8年：3人（学年記入の回答者のみを抽出）であり、2年と3学年終了時点での児童年数が多いことが理解できる。中途退学の理由は、学校での学習に意欲なし：22人、教育費の高さ：15人、仕事が多忙：7人である。女性が少なかったため、すぐに結婚しなければならないとの回答は皆無で、また、家庭でのみ学習、学校での友人がいないなどの回答者もいなかった。その他には、教員からの暴力及び親との喧嘩・家族問題も複数あげられていた。

次に、第3表は地区別の有価廃棄物回収の就労時間



第2図 就学別平日労働時間

資料：第1表に同じ。

を示している。4時間以下が33%，5時間から8時間までが44%，9時間以上が23%となっている。6時間以下との回答は大半がアウトフォール・ドルプル地区の児童で占められており，彼らはUCEPの学校に通っている児童たちである。UCEPの学校への入学は就労が条件であり，入学に際しては親子の面談があり，保護者と児童の勉学意欲が確かめられる。特に，UCEPの学校は児童に対して適切なモニタリングをしており，教員やカリキュラムの質の高さには定評がある。よって，競争も激しくなる。このような就労時間は，児童による学校での勉強と外での仕事時間のバランスをよく考え，仕事の多さが学校学習の妨げにならないという理由で各自決定したものである。逆に，ジャトラバリ地区では6人全員が7時間以上も働いている一方，ジュライン地区は就学児童が少なく，労働時

間が相対的に短い。

そのことを表しているのが第2図の就学別平日労働時間である。就学児童は，学校で時間を過ごす必要から，また，さほど家庭の経済事情がひっ迫していない状況から，1～4時間が多く，最高でも7時間である。非就学児童は，5時間以上がかなり多い。11時間も働いている児童が7人もいる。

では，児童の仕事開始時間はいつ頃であろうか。また，開始時間によって一日のうちの就労時間に違いが出るのであろうか。第4表によれば，就労時間と開始時刻との関係では，大きく3つのグループに分かれる。第1のグループは，深夜1時から3時に出かけるグループであり，さほど長時間の作業を行わない。安全性のことを考え，すべてが集団行動をとっている。年齢別にみると，6歳男児1人を除き，他の8人全員

第4表 就業時間別有価廃棄物回収作業開始時刻

	午前1時	2時	3時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	14時	16時	18時	計
2時間			2		1	1		3		4					11
3時間		1		1					4	1		1	1		9
4時間	1				1		1		3		4			1	11
5時間	2						1	1			6				10
6時間	2		1		1	1	1		3	2	1	1			13
7時間					1		1	2	5	1					10
8時間					1	2	1	3							7
9時間					2	3		1	2						8
10時間					1		2		1						4
11時間									1						1
12時間					1	1		4	1						7
計	5	1	3	1	9	8	7	10	25	4	15	2	1	1	91

資料：第1表に同じ。

第5表 調査対象者の性別年齢週

単位：TK

	50	60	70	90	100	120	150	200	250	300	400	500	計
就学者	1	2	3	1	12	2	8	8					37
非就学者		2			6		3	6	1	12	18	6	54
計	1	4	3	1	18	2	11	14	1	12	18	6	91

資料：第1表に同じ。

が10歳以上である。第2のグループは、朝6時頃から12時頃までの午前中に作業を開始、夜までには帰ってきている。このグループの児童数が最も多い。第3グループは、朝の9時から10時に出かけ、夜に帰ってくる。長時間労働グループと言える。第2グループと第3グループ双方において仕事を開始する時刻は午前10時が最も多く、24人存在する。児童たちは有価廃棄物を求めて市街地の道路や空き地などを移動しているが、街は一日中有価廃棄物を排出していることが彼らの多様な時間帯での活動によって理解できる。一般に、夜中から深夜にかけて人混みは少なく、有価廃棄物は発生しないだろうと考えられるが、そうではないことを物語っている。

有価廃棄物回収はどれぐらいの収入になるのでしょうか。第5表に結果が記載されている。就学児童の最高は200Tk/日、100Tk以下もかなりいる（1Tkは1.2円。2015年当時）。UCEPの学校では就労者のみを受け入れており、家庭の経済事情で就労はさほど必要もないにもかかわらず、子どもを入学させるために形式的に就労させているという親も少なくない。ここには、親代わりに家計を担うという一般に語られている児童労働の姿は見られない。他方、非就学児童は、300Tk以上を稼いでいるのが大半であり、500Tk、600Tkといった収入を得ている者もいる。この額はリクシャ引きの一日の収入額とほぼ同じで、にわかには信じがたい。

では、そのようにして得た収入の用途はいかなるものであろうか？用途別では、「すべて親に渡す」の内訳を見たところ、就学児童のほうが圧倒的に多い。また、「自ら必要な分を使い、残りを親に渡す」は半々であった。「すべて自分で使う」は非就学者のみであった¹⁰⁾。ここには、非就学児童のほうが稼いだ金を自らの意思で処分するという、独立指向性が高いことが見て取れる。他方、シンナーや麻薬の購入・吸引という精神的肉体的退廃、さらには犯罪につながる可能性も否定できない。

有価廃棄物回収の作業形態に関する回答からは次のような発見があった。まず、廃棄物回収を行うにあたっての人数は、単独回収の割合は3割強、集団での回収率は45%、両方が25%であった。年齢が低いからと

第6表 年齢別有価廃棄物の回収形態（単独・集団）

	単独行動	集団行動	両方	計
6歳		1		1
7歳	1	1	2	4
8歳		2		2
9歳		2	1	3
10歳	3	3		6
11歳	7	5	2	14
12歳	6	11	2	19
13歳	1	3	3	7
14歳	2	5	2	9
15歳	3	7	2	12
16歳	4	2	1	7
17歳	3		4	7
計	30	42	19	91

資料：第1表に同じ。

言って、集団的な行動が多くなるといった傾向は見られなかった。単独回収の場合、大半がルートを固定していない。安全性を考えた場合には確実に安全であるといったルートを発見し、固定した方がいいと思われるものの、他の理由のほうが勝っているのかもしれない。集団を作っての回収が多い理由には、友人と話ができ楽しいといった回答が圧倒的に多い。単独より安全であるとの回答が次に続き、同時に皆で行えば、一人当たりの仕事量が減り、楽であるといった理由もある。ただし、その場合、一人当たりの取り分も減ることは考えていない。ここでは、単独でお金を多く稼ぐといった心理より、路上で嫌がらせを受けたり、罵声を浴びせられるといった作業環境にあつて、お互いを仲間同士として信頼し合い、少しでも安全でお互いを助け合い、楽しく作業をしたいといった心境が見受けられる。

先ほど集団での回収は安全性のことを考慮しての行動だと述べたが、そのようなリスク管理の側面を示す事例がもう一つある。それは回収した有価廃棄物の販売先であり、大半の場合、子どもたちは販売店を固定している。一つの地区に一軒ほどが見られる。その理由として、店主が誠実でだまさない、店主が高い額で購入してくれる、金が必要な時に店主が前貸ししてく

れるなど店主に対する強い信頼が存在する一方、少ない事例だが、前借りをしており、他の店への変更が不可能であるといった選択の自由を拘束された理由も見られる。

このように、子どもたちは自らの労働環境をできるだけ快適にする努力を行っているが、実際のところ、将来にわたってこの仕事を継続して行うといった意思を持っているのであろうか。それを確かめる離職希望についての質問をしたところ、12歳が3人、13歳～15歳が1人ずつの6人を除いて全員が離職を希望していた。その理由として、廃棄物回収は重労働なので他の職業に就いてもっと楽に稼ぎたい、高い教育を身につけたい、この職業は恥ずかしく感じる、人々が見下し、時にはぶたれるといったものがあげられる。ここには子どもたちの有価廃棄物回収という仕事に対する認識が反映されている。

しかし、裏を返せば、社会がそのような見方をさせていると捉えることも可能である。清掃や廃棄物回収といった、社会的環境保護の側面から見れば非常に高く評価される労働、さらにはそれに従事する人々に対してこのような見方をすることは、Ⅲ章で記した今日の研究や実践主義の潮流に逆らい、廃棄物管理の社会配慮的側面を無視する結果となり、廃棄物管理に現れる問題は解決されないまま残ることになる。子どもたちがなぜそのような境遇に陥っているのか、また、教育において有価廃棄物回収がⅡ章で述べた5つの要素、すなわち、公衆衛生、美観、3R、人権保護、生物多様性の諸要素を考える上でいかに重要な題材を提供し、結果として同種の教育の成果がいかに持続可能な社会を構築していくのか、それらを注目することは非常に重要である。

V 有価廃棄物回収児童を対象とした児童労働問題の視点～子どもたちの救済・保護・育成を目的とした NGO の視点

1. 児童労働の制度的位置付け

児童労働は就業可能な最低年齢未満の児童が就業したり、危険な仕事とみなされている仕事に従事していることを意味する。では、バングラデシュでは児童労働はどのように規定されているのであろうか。2013年改正労働法 (Khan, 2014) によれば、14歳未満の児童が職業に就いたり、諸施設で労働することは禁止されている (第34条)。ただし、12歳以上の児童は、自らの健康や成長に危険でなく、教育の妨げにならない限りにおいて軽作業に従事してもよい (第44条)。そして、たとえ両親もしくは保護者であろうが、い

なる者も、子どもをいかなる雇用に出すことも許されないとされている (第35条)。

さらに、14歳から18歳未満の少年少女に対しても、就労にあたっては様々な条件が課されている。まずは、所定の書式にて医療関係者によって発行された就労適用許可書が雇用者の手元に保管されていない場合や、少年少女本人が勤務中にそのような許可書に相当するものを保持していない場合には就労が許可されない (34条)。政府が度々出す職種一覧において危険とみなされる仕事に就いてはならない。特に、十分に学習したり、訓練を受け、機械類に精通している場合を除いて、機械類の清掃、油差しや調整といった仕事に就くことは許可されない (第39条と第40条)。同時に、就労時間については、工場や鉱山では一日5時間以上、週に30時間以上の労働は禁じられている。それ以外の場所での労働は、一日7時間、週に42時間を限界として許可される。ただし、残業は、前者後者とも週6時間を限度に認められている。そして、一日午後7時から午前7時までの間の就労は禁じられている (第41条)。

他方、2010年5月11日にハーグ世界児童労働会議で採択された「2016年までに最悪の形態の児童労働を除去するための道標」の主要原則の一つ目として「政府はすべての子どもたちに対する教育の権利を保障し、最悪の形態の児童労働を除去するための最も重要な責任を有している。また、社会の仲間や他の市民社会の組織や国際機関はそのような行動を促進・支援するために重要な役割を担っている」ことがあげられている (Khan, 2011, p.210)。

それに先立つ2010年3月、政府は国家児童労働撤廃政策2010 (National child labor elimination policy 2010) を計画した。教育、健康と栄養を充実させる政策を作成し、政策に関連する各省庁の部局にそれぞれの権限をゆだね、実行に移している。

このように児童労働をなくすために、バングラデシュ政府も対策をとっているが、どこまで効果を発揮しているのか、それは具体的につかめていない。ただし、バングラデシュには数多くの NGO が活動しており、政府以外に、就労児童やストリート・チルドレンの保護と教育を目的とした NGO も数多くある。ただし、A.A. ウッラーたちが1996年から1998年に行ったダカのスラム調査によれば、NGO が運営している学校にも教育の質の優劣が目立ち、親になぜ子どもたちを学校に行かさないのであるかを尋ねた質問に対してその回答の多くに、大半の時間学校が閉まっていたり、教員は給与が低く、支払いも不定期であり、教員の熱意

もない、学校の設備の悪さや教材の欠如などがあつた (Ullah et al, 1999, p.43-44)。とはいえ、中には就労児童やストリート・チルドレンを保護し、適切な環境の下で教育している NGO も存在する。ここでは、エクマトラと UCEP の二つの NGO を取り上げ、どのような運動を展開しているのか、つぎに検討し、その特徴を把握したい。

2. エクマトラ

同団体は 2003 年に設立された。日本人の共同設立者である渡辺大樹が大学卒業後に一番貧しい国での活動を目的にバングラデシュに渡航・滞在し、ダカ大学在籍時にバングラデシュ人の友人とバングラデシュでの差別、不正、貧困、自然災害、家庭崩壊、資本主義への盲目的な傾倒の悪影響を受ける子どもたちのことを憂いて議論を交わす中で生まれた団体が本団体である¹¹⁾。

理念は以下のとおりである。1) バングラデシュにおける格差を是正し、長期的かつ持続的な活動で子どもたちの成長に貢献する、2) 子どもたちの支援を確約し、子ども目線でかつ子供に有益な政策への提言を行う、3) 家族、コミュニティ、組織など子どもたちに関わる人々と協働もしくは支援を行う、4) 若者への啓発を行い、社会改革の一助となってもらう、5) メディアと協力し、大多数の人々に子どもたちの現状を認識してもらう。

具体的な活動は、青空教室の開催、チルドレンホームの開設と運営、アカデミーの開設と運営、映像による啓発活動、調査研究などである。では、活動を一つずつ紹介したい。まず、青空教室は、渡辺たちが最初に開始した活動で今も続いている。当初、ギターを弾きながら、公園で子どもたちを集め、歌を唄い、簡単な読み書きを教えた。

次に、チルドレンホームの開設である。青空教室や道路上の抑圧された環境から脱却し、まっとうな人間として生活するうえで必要な住環境を備えたシェルターがチルドレンホーム「アノンド」として開設された。最も過酷な状況に直面している子どもたちが対象であり、長期的な視野の下、教育を受けられ、集団生活のルールや社会性を身に着けるためのものである。2016 年時点で約 50 人がここで生活し、学校に通学している¹²⁾。

さらに、アカデミーは次世代のリーダーとして同じ環境で生まれた子どもたちが目指すロールモデルを示すもので第 3 ステップとして位置付けられている¹³⁾。社会人になるために必要な教育や専門技術を

身に着け、演劇などの文化的な教養も吸収するための全寮制リーダー育成センターである。ダカの北 170km に位置する広大な農地を購入、3.43 エーカーという面積に技術訓練棟、保健医療兼事務所棟、女子宿舎棟、男子宿舎棟 2 棟、教育スキル開発棟の 6 棟を設置した。そこでの活動は、技術訓練、図書館開放、簡易診療、スポーツ大会、言論大会、地域清掃や家庭の収入向上用のクラフト製作などである。この中で重要となるのは技術訓練である。その内容は、コンピュータ講座（入門からグラフィックデザインの専門講座まで）、実践英語講座（コミュニケーションスキルの向上から業務で使用される書式の作り方や読解力の向上）、映像技術講座（簡単な映像編集、音響収録、撮影・照明技術の習得）、クリエイティブデザイン講座（実際にデザインを行い、作品を制作）などが準備されている。最大収容人数は、160 人としている¹⁴⁾。

渡辺は当初、路上で働いたり、生活している子どもたちに「かわいそうな子どもたち」という印象を持っていたが、将来の社会を変えていくために、実際に路上で生活していたからこそその強さ、たくましさとともに一般家庭の子どもたち以上にリーダーとしての資質、可能性を秘めていると考えている。ストリート・チルドレン（路上で労働に携わっている有価廃棄物回収児童を含む）を保護し、教育機会を与え、社会に送り出すという使命を負い、実践するといったエクマトラの活動を通して、そのような考えに至った。子どもたち自身が苦難を経験しているからこそその、他者へのやさしさ、逆境に強く失敗を恐れず、物おじしない強い心、厳しい状況を経験したからこそそのハングリー精神が見られると言う（渡辺、2017, p.248）。ここにはストリート・チルドレンが生まれ育った環境という負の側面を強調するのではなく、正の側面をくみ取りだそうとする渡辺を中心としたエクマトラという NGO の取り組みが見て取れる。

3. UCEP(Underprivileged Children's Educational Program)

ニュージーランド人のリンゼイ・A・チェイン (Lindsay Allan Cheyne) が独立戦争の被害を見て、ノンフォーマル学校を 1972 年に創設した（ネパールにも 1978 年に開設された）。その際の切っ掛けはストリート・チルドレンの悲惨な状況についてダカ大学の教員たちが調査、その実態を見たことにある。まずは、スラムや路上に居住する労働をしている子どもたち 60 名に対してノンフォーマル教室を開いた。当初はコミュニティ・スクールとして出発したが、UCEP の

アプローチをより有効にするために、1983年には職業訓練学校をダカに創設した。学校では国のカリキュラムに沿って、授業がなされる。1年から4年、6年と7年は6か月で一年間の授業を終え、5年と8年は一年間かけてのコースとなっている。このことは、中等学校の終了に必要な8年のスクーリングを5年で終わらせるということの意味する。

職業訓練学校は現在10を数え、25の様々な職業訓練のコースが開設されている。2014年時点で約7500人の生徒の96%が同コースを修了し、95%以上の生徒が就職した。プログラムと設置地双方の面において拡大を見せ、チッタゴンとクルナにも創設している。最近では、就職サービスや諸権利の提言プログラムを開始した。2015年時点で53の学校と10の職業訓練学校で55,000人が学んでいる。また、この2015年までの10年間には基礎教育レベルの49%が、さらには職業訓練学校の38%が女子で構成され、ジェンダーの平等といった国連の目標に対して取り組みを強化すると同時に、子どもや女性に関する政策提言を行っている。

しかし、2016年からの10か年事業計画では社会・経済的变化により、事業の重点をかなり変更しようとしている。その変化とは、政府が初等教育を受ける児童の数を就学年齢に達したほすべての子どもの数にまで増やしたことで、バングラデシュは近年、産業的にかなり伸びを示しているが、熟練工などはさほど多くなく、したがって、技術訓練学校では次代を担う生徒に技能訓練の機会を与えること、さらにはドナー諸国が見える成果を追い求めたことなどである（UCEP Bangladesh, 2015, p.106）。結果として、1~4学年のクラスの廃止、専門学校・職業訓練学校の拡大を目指している。

組織は次の通りである。UCEP協議会が2年間を任期とした7名の役員会のメンバーを選ぶ。役員会はシニア経営チームを統括するエグゼクティブ・ダイレクターを雇用する。同チームは本部の経営委員会と地方の経営チームによって支えられている。2015年時点で1,700人以上の職員を抱えており、大半が教員とインストラクターである。

以上がUCEPの現状である。政府系の学校に比べ、NGO系の学校である本UCEPはマスメディアにもよく取り上げられ、評価の高い学校である。IV章のアウトフォール・ダブル地区で有価廃棄物回収児童が数多く通学していた学校がUCEPのシティ・ポッリ校であり、同校の女子児童6人を集めてのフォーカス・グループ・ディスカッションを行ったところ、彼女た

ちは異口同音に同校のクラスの雰囲気の良いことや勉強の楽しさを語り、入学前と後には自らの生活態度がかなり変化し、両親との関係もよくなったと述べている。例えば、12歳の女兒スマイヤ・アクテル（Sumaiya Akhter）は、学校への入学前の身なりは不潔で、目上の人々に悪い態度で接していた。家では親や姉の言いつけを無視し、妹や弟の面倒も見なかった。朝起きも苦手で、遊びだけして、母親の手伝いもしなかった。しかしながら、UCEPの学校に通うようになってからは、朝早く起きるようになり、学校に行き、クァッターン学習のためのアラビア語を学び、学校生活を楽しく送っている。あまり無駄話をせず、勉強を一生懸命に行っている。家では、母親が病気の時には代わりに家事をするようになった。親と姉の言いつけを守るようになり、妹や弟の世話をするようになった。以前、親は彼女をいつも叱りつけていたが、今は非常に少なくなった¹⁵⁾。

4. 二つのNGOの共通点

路上での就労児童やストリート・チルドレンを対象に寄宿生活機会の提供、学校教育や職業訓練教育を展開しているエクマットラとUCEPという二つのNGOの組織や活動を紹介した。相違点は多々あるものの、ここでは現在の社会の変化を見据えた共通点を少し掘り下げ、考察したい。

第1の共通点は、設立に外国人が関わっていることである。時代は異なるが、エクマットラの渡辺は大学時代にヨット部の海外試合でタイを訪れた際に、スラムの状況を見て日本の日常とは全く異なる世界を知ることによって価値観の転換が起こり、バングラデシュのダカでの無力な子どもたちの救済・教育支援活動に乗り出した。UCEPのチェイニーもまた、独立直後のバングラデシュの惨状を見て、調査を行うことで、人口の少ないニュージーランドといかに隔たりがあるのかを認識し、問題解決としてストリート・チルドレンや就労児童に教育の大切さを教え、少しでも学校に関わってもらいたいとの意志から始まっている。

これは、1979年にノーベル平和賞、1980年にバラト・ラトナ賞を受けたマザー・テレサが独立直後のインドのコルカタで道路やスラムでの貧困層の窮状を認識し、どうにかしなければと考え、子どもたちへの学校教育、死を待つ人々の家の建設など様々な事業を展開していったのと同じである。バングラデシュ人が日常的な光景として就労児童やストリート・チルドレンを見る一方で、外国人だからこそ、日常的には見えない非日常的なもの、通常のものでないと感じ取るこ

とができたのである。

第2は、近年、産業の急速な発達とともに、バングラデシュ政府が国連機関やILOなどの国際機関の取り組みの影響を受け、児童労働に対する取り締まりを強化し、学校教育を充実させる政策をとってきたことに関係する。貧困層の家庭では従来は家計の補助のために子どもに労働を指示していた親ができるだけ教育機会を与えたいといった意識を持つようになった。これにより、中途退学はまだ見られるものの、学校入学の登録人数が非常に増えたといった様々な社会状況の変化の下で、各NGOは、ノンフォーマルや初等教育のさらなる充実よりは、将来の子どもたちの就職のことを考え、職業訓練学校や通常の高等学校とカリキュラムが似た学校の整備に力を入れてきている。

このように、入口だけでなく、出口の整備を重点的に考えていることが理解できる。その背景には、小学校を卒業しても、職業につながるスキルを持たない子どもたちは働こうにも働き場所がない。したがって、すぐにでも就労可能な職業の訓練を行うコースを設置したのである。就労児童やストリート・チルドレンの中には、小学校、中学校を卒業し、技術訓練を習う児童の数も増えてきている。

VI むすびにかえて

バングラデシュ以外の国々では、廃棄物管理事業の中に有価廃棄物回収人（ウェイスト・ピッカー）の役割を認め、登録し、危険防止につとめ、医療保険の加入など労働環境を整備する、いわゆる「フォーマライズ」する動きがみられる。政府や市民がウェイスト・ピッカーの果たす役割を理解し、社会の中に彼ら・彼女らを否定的に見るのではなく、肯定的に捉えるような環境づくり＝教育が行われれば、廃棄物管理のガバナンスが非常に改善し、廃棄物管理に関わる問題も解決する方向に向かう。しかし、本稿で扱った有価廃棄物回収児童の場合、労働そのものが違法であり、それらを徹底した措置でもって強制的にやめさせることは可能であるが、貧困削減の問題の解決にはつながらない¹⁶⁾。現在の途上国では子どもが、家庭の社会経済事情によって働かなくてはならないことは確かである。このような現実に基づけば、どのような対策が必要となってくるのか。

IV章の有価廃棄物回収児童に対する調査の結果に見られたように、監視下にある工場労働とは異なり、子どもたちは労働時間やルートの決定などある程度 of 自由を持ち、有価廃棄物回収作業そのものの楽しみ方を考えながら、家計を補助している。ただし、天職と思っ

ているわけではなく、逆にできるだけ早く辞めたいと考えているのも事実である。そこには、子どもながらも有価廃棄物回収を卑下する意識があるからに他ならない。III章で示されたように、国際社会は、人権擁護の立場から職業による差別撤廃や人間性を破壊するような労働の禁止など清掃業や有価廃棄物回収の労働環境を改善し、積極的に評価する方向にある。したがって、バングラデシュでも、その方向を追求していくべきである。そのためには、有価廃棄物回収にあたっての当の子どもたち自身が同職業に対して偏見を持つのではなく、積極的に評価、肯定するような教育や社会環境づくりをしていく必要がある。そうでなければ、清掃業、有価廃棄物回収業及びそれらの従事者に対する侮蔑・差別は除去されず、国民の人権に対する意識は改善されないままである。

汚職が横行している政府事業が非効果・非効率的に展開される状況下¹⁷⁾、児童労働の撤廃を意識しつつ、ノンフォーマル教育や職業訓練を行っているNGOの活動は評価されよう。保護者がいる家庭では彼らを説得、子どもたちの仕事量を減らせつつ、教育を受けさせている。また、将来の職業のことを考慮に入れ、職業訓練の機会を拡大させようとしている。しかし、それだけではまだ十分ではない。

近年、児童労働をなくすにあたって、他の途上国では新しいアプローチが採用されてきている。従来は働く子ども自身や雇用主への働きかけが中心だったが、加えて、彼らを取り巻く地域住民や生産物の発注元といった、広い範囲の関係者にも責任の分担が求められてきている。前者に関して言えば、地域の子どもの多くが児童労働に従事していると児童労働に対する問題意識が醸成されにくくなるが、学校を中心とする地域全体で子どもに教育の機会を与えることの意義を共有認識することの重要性が強調されている（中村、2013, p.3）。バングラデシュでも、NGOを含め、このような取り組みも必要になってくる。このことは廃棄物管理の社会配慮的側面の1つである地域社会のガバナンスにも関連する問題であることを指摘しておきたい。

【付記】

現地調査を行うにあたり、BRAC大学のMoushumi Zahur 准教授及び学生には非常にお世話になった。本稿は平成27年度～29年度科学研究費補助金基盤研究(C)「途上国の廃棄物管理事業における社会配慮分野項目間の相互連関システムの構築」(研究代表者：三宅博之、課題番号15K00660)の成果の一部である。

[注]

- 1) さらに詳しく知りたい場合は、三宅 (2008) の第4章社会配慮的視点からの廃棄物管理へのアプローチを一読のこと。
- 2) 2017年9月15日バングラデシュ・北ダカ市ガブトリー清掃人コロニーにてコロニー管理長カラム氏へのインタビューより。JICAは、今世紀に入り、ダカの廃棄物管理事業の改善を目指して、マスタープランの作成を行い、その中に清掃労働者の労働環境の改善が明記されている(石井・眞田, 2017)。
- 3) ダカの有価廃棄物回収人の健康被害について、Shofik (2000, p.30) は次のような記述をしている。彼らの健康は絶えず危険に晒されている。縫製工場からのゴミは肺の病気になる危険性があるし、様々なゴミは皮膚病やアレルギーの原因となっている。排泄物の混じったゴミからは寄生虫や赤痢菌が見つかる。廃棄物回収の大部分である子どもたちは栄養失調であり、貧血である。
- 4) 筆者はクリスティン・ファーディに国際会議で何度かあったが、その際に彼女は廃棄物管理の社会的側面研究の重要性を強調していた。それまでに使用されてきた「スカベンジャー (Scavenger)」という単語にはものを漁るといった動物的行為を意味しており、彼らは自分の健康と引き換えに、ゴミの減量化を図り、同時に拾った有価廃棄物を販売することで極度の貧困状態に陥ることを防いでいる。そのように捉えれば、有価廃棄物収集 (回収) 人 (Waste Picker) という単語を用いるべきだろうと語っていた。現在では、スカベンジャーはほとんど用いられなくなり、代わりに有価廃棄物収集人が使用されている。
- 5) <http://www.no-burn.org/leadership-staff/> (最終閲覧日 2017年8月18日)。
- 6) <http://www.greenpeace.org/international/en/campaigns/climate-change/> (最終閲覧日 2017年8月18日)。
- 7) http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html (最終閲覧日 2017年8月10日)。
- 8) 筆者は、2016年3月ベトナムのダナンの道路や最終処分場、2017年9月のインドネシアのマランの道路や最終処分場を直接訪問したが、有価廃棄物回収児童はいなかった。
- 9) 2007年9月13日、12歳の有価廃棄物回収女児サティの父親への筆者の聞き取り調査によれば、女児が15歳になると結婚のことを考えなければならないので、外観上の女性的魅力を公衆にさらすことは男性からの誘惑を招く結果になり、結婚に支障を来すので、それぐらいの歳で回収業をやめさせたいということであった。
- 10) 2006年11月から12月にかけてバングラデシュの第2の都市のチッタゴンで同様の調査を行ったところ、収入の用途として「すべてを親に」が35%、「自らの貯金・使用後に残りを親に」が61%、「自ら貯金・使用」はわずか0.8%であっ

た。チッタゴンの有価廃棄物回収児童については、三宅・チョウドリ (2008) に詳しい。

- 11) <http://www.ekmatra.org/jp/activities.html> (最終閲覧日 2017年8月2日)
- 12) <http://www.ekmatra.org/jp/about.html> (最終閲覧日 2017年8月3日)
- 13) エクマトラ会報2017年9月号には、アカデミーを12月に開校するためには資金が不足しているため、目標金額を360万円に設定したクラフトファンディングを日本で行いたいとの旨の記事が書かれている。
- 14) <http://www.ekmatra.org/jp/academy> (最終閲覧日 2017年8月6日)
- 15) 2016年9月13日UCEPのシティ・ポッリ校にてスマイヤ・アクテルからの聞き取り。清掃人コロニーの隣の低所得層住宅群の中にあり、敷地の面積の割には児童数が多い。よって、混雑しているが、児童たちは楽しく授業を行っており、教員の教育熱や意識も非常に高い。
- 16) 太田 (2018, p.169) は、フィリピンの児童労働問題に現れる就労児童を次のように理解している。労働構造の最底辺を支えるのは、法や規制の及ばない状況下で労働力の再生産条件も満たさぬ低賃金と引き換えに「半商品」を売らざるを得ない最貧困層である。彼らの中に収入を得るためには違法であるか、危険であるかは二次的な問題として就労児童は最貧困層に位置づけられる。
- 17) マハブブル・アローム・チョウドリは汚職の背景に給料の低さや失業率の高さをあげ、バングラデシュの小さな汚職状況、その対策への助言を行っている (Chowdhury, 2017)。

[文献]

- 石井明男・眞田明子 (2017) : 『クリーンダッカ・プロジェクト〜ゴミ問題への取り組みがもたらした社会変容の記録』佐伯印刷株式会社。
- 太田和宏 (2018) : 『貧困の社会構造分析—なぜフィリピンは貧困を克服できないのか』法律文化社。
- 岡田亜弥 (2004) : 「貧困と教育」, 絵所秀紀, 穂坂光彦, 野上裕生編 : 『シリーズ国際開発 第1巻 貧困と開発』日本評論社。
- 香川孝三 (2010) : 『グローバル化の中のアジアの児童労働〜国際競争にさらされる子どもの人権』明石書店。
- 門松愛 (2017) : 初等教育普及と就学前教育の導入。大橋正明・村山真弓・日下部尚徳・安達淳哉編 : 『バングラデシュを知るための66章 第3版』明石書店, 224-229。
- 田部昇 (2010) : 『インド〜児童労働の地を行く』アジア経済研究所。
- 中村まり・山形辰史 (2013) : 特集 児童労働撤廃〜特集にあ

- たつて一強いられた早熟一。 アジ研ワールド・トレンド、第 208 号, 2-3.
- 三宅博之 (2008) : 『途上国の都市環境～バングラデシュ・ダカ 持続可能な社会の希求』 明石書店.
- 三宅博之・チョウドリ・M・アロム (2008) : バングラデシュ・チッタゴンにおけるリサイクル事業の諸相—インフォーマル部門製糸業および有価廃棄物収集にかかわる児童労働に焦点をあてて—。 小島道一編 : 『アジアにおけるリサイクル』 アジア経済研究所, 115-163.
- 渡辺大樹 (2017) : コラム 2 ストリートチルドレンから世界を動かすリーダーを～NGO エクマットラの挑戦。 大橋正明・村山真弓・日下部尚徳・安達淳哉編 : 『バングラデシュを知るための 66 章 第 3 版』 明石書店, 247.
- Dias, S. M. (2016): Waste pickers and cities, *Environment & Urbanization*. <http://www.wiego.org/sites/wiego.org/files/publications/files/Dias-wastepickers-cities-2016.pdf> (accessed Aug 17, 2017)
- Furedy, C. (1992): Garbage:exploring non-conventional options in Asian cities. *Environment and Urbanization*, Vol.4, No.2, 1992. 42-61.
- Khan, A. A. (2014) : *Bangladesh Labour and Industrial Law*. Udayan Publications, Dhaka.
- Khan, M. A. (2011) : *Education for Child Labourers: A Situational Study in Dhaka City*, Agantuk, Dhaka.
- Chowdhury, M. A. (2017): Strategy, Assessment and Suggestion for Eradication of Petty Corruption in Bangladesh. *Kitakyushu Shiritsu Daigaku Hou-sei Ronshu(Journal of Law and Political Science)*, Vol.XLV, No.1&2, 29-76.
- Rouse, J.R. & Ali, S.M. (2001): *Waste Pickers in Dhaka: Using the sustainable livelihoods approach - Key findings and field notes*, WEDC, Loughborough University, UK.
- Scheinberg, A. (2012): Informal Sector Integration and High Performance Recycling: Evidence from 20 cities. *WIEGO Working Paper*, No.23. http://www.wiego.org/site/wiego.org/files/publications/files/Scheinberg_WIEGO_WP23.pdf (accessed Aug 12, 2017)
- Shofik, M. (2000): *Dhaka Nagarer Bipanno Paribesh* (ベンガル語 : ダカの危険な環境). AH Development Publishing House, Dhaka.
- UCEP Bangladesh (2015): *Strategic Plan Year 2016 to 2025*. UCEP Bangladesh, Dhaka.
- Ullah, AKM, Rahman, A. and Murshed, M. (1999): *Poverty and Migration - Slums of Dhaka city The Realities*. Association for Rural Development Studies, Dhaka.
- UNICEF (1997): *State of the World Children*. <http://www.unicef.org/sowc97/download/sow1of2.pdf> (accessed July 31, 2017)

(2017 年 11 月 13 日受付)

(2018 年 2 月 2 日受理)

Social Consideration on Waste Picking Children in the Developing Countries

Hiroyuki MIYAKE*

*Faculty of Law, University of Kitakyushu

Key words: Bangladesh, waste management, social consideration, waste picking children, child labor, NGO

Dhaka, a capital of Bangladesh, is developing economically at a high speed as other Asian bigger cities. It leads to the increase of production, consumption and waste generation. The increase of waste needs proper waste management. In the waste management in developing countries, an approach of social consideration is very important. But, the number of researchers or experience business persons holding such opinion is limited. Approach of social condition contains (1) removal of discrimination, and prejudice on cleaners and cleaning job, (2) formalization of waste pickers, (3) local governance in locality and (4) environmental education. This article focuses on waste pickers and waste picking children.

Academic approach started by C. Furedey in the late 1980s lead to a development approach and an integration approach in 1990s and 2000s. JICA tries to introduce formalization of waste picker. On the other hand, a child labor is prohibited in terms of labor law. In reality, there are still children who work as waste picker, although the number is decreasing. According to results of my survey on waste picking children, most of them have had experiences to go to school. Due to the increase of absence and harassment /violence by teachers, many children were forced to be dropped out or quit from school. But, children of UCEP school goes to school to study joyfully. Waste picking children who go to school is limited to the area, so called, of cleaners' colony. Their working hour is shorter than non school going children and their incomes get smaller. Most of waste picking children refused to continue this kind of works in future because of negative impressions like shame and discrimination.

At the last chapter, two NGOs are introduced as bodies to reduce child labor or street children. They are Ekmatra and UCEP. Founders of both bodies were foreigners, who have provided an opportunity of joyful leaning and training, are running vocational schools. In this way, they try to decrease the number of child labor or street children. But, it is not enough. Because, it cannot cover the children who need to work for families facing acute poverty. Therefore, we need to look for a holistic approach including waste picking works of safety guaranteed and labor condition improved.